

東京大学学術指導取扱規則の一部を改正する規則（令和８年９月１７日東大規則第７６号）

改正理由：社会連携講座等検証・改革委員会公表の「民間企業等から資金等を受け入れて行う研究・教育における改革策」への対応その他字句修正等に伴い、所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
(略) (定義) 第２条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 部局長 東京大学基本組織規則(平成１６年４月１日東大規則第１号)第３章及び第４章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び<u>医学部附属病院</u>の長をいう。 (略) (実施条件の提示) 第４条 部局長は、学術指導を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）に対し、<u>産学協創を担当する理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）が定める条件（以下「学術指導実施条件」という。）を、あらかじめ提示するものとする。 (略) (受入れの決定等) 第６条 学術指導の受入れの決定は、<u>部局長が行う</u>ものとする。 <u>２</u> 部局長は、学術指導の受入れを決定したときは、その決定内容を東京大学会計規程（平成１６年東大規則第８号）に規定する総長から契約事務の委任を受けた者（以下「契約事務の委任を受けた者」という。）に通知するものとする。	(略) (定義) 第２条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 部局長 東京大学基本組織規則(平成１６年４月１日東大規則第１号)第３章及び第４章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び<u>東京大学病院</u>の長をいう。 (略) (実施条件の提示) 第４条 部局長は、学術指導を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）に対し、<u>産学協創推進本部長</u>が定める条件（以下「学術指導実施条件」という。）を、あらかじめ提示するものとする。 (略) (受入れの決定等) 第６条 学術指導の受入れの決定は、<u>総長が部局長に委任する</u>ものとする。 <u>２</u> 部局長は、前項の決定に当たっては、あらかじめ当該部局の適切な<u>審査機関の議を経る</u>ものとする。 <u>３</u> 部局長は、学術指導の受入れを決定したときは、その決定内容を東京大学会計規程（平成１６年東大規則第８号）に規定する総長から契約事務の委任を受けた者（以下「契約事務の委任を受けた者」という。）に通知するものとする。

(契約の締結) 第7条 契約事務の委任を受けた者は、前条第2項の通知に基づき、依頼者へ受諾書を送付し、学術指導契約を締結するものとする。 (略) (学術指導の中止等) 第9条 学術指導担当者は、学術指導の中止又は学術指導<u>期間</u>の変更の必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。 2 部局長は、前項の報告により、やむを得ないと認めるときは、当該学術指導の中止又は<u>その期間の変更</u>を決定し、その旨を依頼者及び契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。 3 契約事務の委任を受けた者は、前項の通知を受けたとき、<u>又は学術指導の内容若しくは学術指導に要する経費に重要な変更があったとき</u>は、当該学術指導の中止又は変更に必要な手続を行うものとする。 (学術指導の完了報告) 第10条 学術指導担当者は、当該学術指導が完了したときは、その旨を部局長に報告するものとする。 <u>2 部局長は、前項の報告を受けたときは、その旨を契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。</u> (略) (補則) 第12条 この規則に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が別に定める。	(契約の締結) 第7条 契約事務の委任を受けた者は、前条第3項の通知に基づき、依頼者へ受諾書を送付し、学術指導契約を締結するものとする。 (略) (学術指導の中止等) 第9条 学術指導担当者は、学術指導の中止又は学術指導<u>の内容若しくは期間</u>の変更の必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。 2 部局長は、前項の報告により、やむを得ないと認めるときは、当該学術指導の中止又は<u>学術指導の内容若しくは期間の変更</u>を決定し、その旨を依頼者及び契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。 3 契約事務の委任を受けた者は、前項の通知を受けたときは、当該学術指導の中止又は変更に必要な手続を行うものとする。 (学術指導の完了報告) 第10条 学術指導担当者は、当該学術指導が完了したときは、その旨を部局長に報告するものとする。 (略) (補則) 第12条 この規則に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、<u>産学協創推進本部長</u>が別に定める。
---	---

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。